28 日獣発第 32 号
平成 28 年 4 月 25 日

地方獣医師会会長　各 位

公益社団法人　日 本 獣 医 師 会
会　長　　藏　内　勇　夫
（公印及び契印の押印は省略）

ゴールデンウィークにおける口蹄疫等に関する防疫対策の徹底について

このことについて、平成 28 年 4 月 14 日付け 28 消安第 273 号をもって、農林水産省消費･安全局動物衛生課長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、近隣諸国等における口蹄疫、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザの発生状況とともに、今月下旬からゴールデンウィークを迎えるに当たり、中国、韓国、台湾からの訪日旅行者数が急増する中、さらに渡航者が増加し、国内での人・物の移動の活発化による、我が国への家畜伝染病の侵入・まん延のリスク増大に鑑み、従来からの防疫対策に加え、海外渡航の自粛、衛生管理区域への病原体の持込みの防止、連携体制の確認等について、畜産関係者、市町村、関係機関、関係団体等への周知により、防疫対策に万全を期すべく指導を徹底されるよう、都道府県畜産主務部長に通知したので、その旨了知の上、円滑な防疫対策の実施についての協力が依頼されたものです。

ついては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先
公益社団法人
日本獣医師会：事業担当　駒田
TEL　03－3475－1601

２８消安第２７３号
平成２８年４月１４日

公益社団法人　日本獣医師会会長　殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

ゴールデンウィークにおける口蹄疫等の防疫対策の徹底について

このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛て通知したので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき協力方よろしくお願いする。

公益社団法人日本獣医師会
受付
28.4.18
第 23 号

写

２８消安第２７３号
平成２８年４月１４日

都道府県畜産主務部長　殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

ゴールデンウィークにおける口蹄疫等の防疫対策の徹底について

口蹄疫に係る防疫対策については、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成27年11月20日農林水産大臣公表。以下「口蹄疫防疫指針」という。）により実施するほか、「平成27年度の年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について」（平成27年12月11日付け27消安第4581号農林水産省消費・安全局長通知）等により、畜産関係者に対する飼養衛生管理基準の遵守の徹底、注意喚起等をお願いしてきたところです。

我が国での口蹄疫の発生は、平成22年の宮崎県の事例以降確認されておりませんが、韓国や中国をはじめとした東アジア地域においては、口蹄疫の発生が継続して確認され、特に韓国では本年１月以降、これまでに21件の発生が確認されています。

また、アフリカ豚コレラについては、2006年以降、欧州やロシアにおいても発生が続いているほか、高病原性鳥インフルエンザについても、中国、台湾などの近隣諸国で多数の発生が確認され、韓国においては、先月、昨年11月以来となる発生（H5N8亜型）が確認されたところです。

このような中、観光立国実現に向けて政府一体となって取り組んでいるところ、訪日外国人者数は年々増加しており、特に中国、韓国、台湾からの訪日旅行者数が急増しております。さらに、今月下旬からゴールデンウィークを迎えるに当たり、日本から海外への渡航者が増え、国内においても人・物の移動が盛んになることから、我が国への家畜伝染病の病原体が侵入・まん延するリスクが高くなると考えられます。つきましては、従来からの防疫対策に加え、下記の事項について、畜産関係者、市町村、関係機関、関係団体等に対して周知し、防疫対策に万全を期するよう指導の徹底を改めてお願いいたします。

記

１　畜産関係者等の海外渡航の自粛等の指導の徹底について

畜産関係者等に対しては、口蹄疫等の発生地域への渡航を可能な限り自粛するよう要請し、仮に渡航する場合には、以下の点に留意するよう指導すること。

（1）渡航に当たっての留意事項

① 家畜市場、農場、と畜場等の畜産関連施設に立ち入らないこと。

② 動物との不用意な接触を避けること。

③ 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。

④ 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。

（2）帰国後の留意事項

飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、衛生管理区域（家畜伝染病予防法施行規則第21条の２第１号に規定する衛生管理区域をいう。以下同じ。）に立ち入らないこと。農場主や従業員等必要のある者がやむを得ず立ち入る場合には、洗髪・入浴、更衣等適切な処置を講じた上で立ち入ること。

また、海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講ずること。

2　衛生管理区域への病原体の持込みの防止の再徹底について

衛生管理区域に必要のない人を立ち入らせず、また、不要な物を持ち込ませないようにすること。加えて、人が立ち入る場合や物が持ち込まれる場合には、洗浄、消毒その他必要な措置を講じ、衛生管理区域へ病原体を持ち込まれることがないようにすること。

3　連携体制の確認について

発生時に備え、口蹄疫防疫指針第２の２の（８）及び高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針第２の２の（８）において、発生時に連絡することとなる畜産関係者、市町村、関係機関、関係団体等との連携体制を整備しておくこととされているが、年度当初であり担当者の異動も考えられることから、改めて、連休中の閉庁日においても緊急時に万全な防疫措置を講じられるよう、連携体制を点検すること。